PRESS RELEASE



平成 19 年 6 月 29 日

各 位

6月社長記者会見

- 1. 取締役の選任等について <資料1 参照>
- 2. 金融商品取引法施行に伴う取引参加者制度等の整備について <資料2 参照>
- 3. 合併等対価の柔軟化に係る会社法施行に伴う上場制度の整備等について <資料3 参照>

以上

平成 19 年 6 月 29 日

株式会社名古屋証券取引所

取締役の選任等について

1. 取締役 (主な職業)

代表取締役社長 畔 柳 昇

取締役副社長 西川 聰

常務取締役 澤田康夫

取締役 大木島 巖 (トヨタ自動車㈱顧問、日野自動車㈱相談役)

取締役 岡地敏則 (岡地証券㈱取締役社長)

取締役 木 村 茂 (木村証券㈱取締役社長)

取締役 國村道雄(名城大学経営学部·大学院経営学研究科教授)

取締役 坂口省吾(野村證券㈱常務執行役)

取締役 長瀬吉昌 (大和証券エスエムビーシー㈱執行役員)

取締役 箕浦宗 吉 (名古屋商工会議所会頭、名古屋鉄道㈱取締役相談役)

2. 監査役 (主な職業)

常勤監査役 大井正隆

監査役 安藤正敏 (安藤証券㈱取締役会長)

監査役 田中敬一郎 (大同特殊鋼㈱顧問)

3. 執行役員 (業務分担)

代表取締役社長 畔 柳 昇 (最高経営責任者·最高業務執行責任者)

取締役副社長 西川 聰 (自主規制グループ・業務グループ統括)

常務取締役 澤田康夫 (総務グループ統括)

常務執行役員 髙 松 明 (営業推進グループ統括)

金融商品取引法施行に伴う取引参加者制度等の整備について

平成19年6月29日 株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

本年9月を目途に、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)における「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行が見込まれることから、取引参加者規程等について所要の整備を行うこととする。

Ⅱ. 概 要

| 項目 | 内容 | 備考 |
|------------|--------------------------------------|--------------------|
| 1. 取引参加者制度 | | |
| (1) 取引参加者の | ・取引参加者となることができる者の対象を次のとおりとする。 | ※現行制度では、次のとおりである。 |
| 範囲 | 金融商品取引業者(金融商品取引法(以下「法」という。)第2条第9項 | 証券会社又は外国証券会社 |
| | に定める金融商品取引業者をいう。) であって、第一種金融商品取引業 (法 | |
| | 第28条第1項に定める「第一種金融商品取引業」をいう。) のうち同項第 | |
| | 1号の業務の種別の登録を行っている者 | |
| | | |
| (2)業務の種別の | ・取引参加者は、法第29条の2第1項第5号に掲げる事項についての変更 | |
| 変更に係る報告 | 登録に係る申請(法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止のための変 | |
| | 更登録に係る申請を除く。)を行った場合は、直ちに当取引所に報告しなけ | |
| | ればならないこととする。 | |
| | | |
| (3)業務の廃止に | ・取引参加者は、第一種金融商品取引業を廃止しようとする場合又は法第2 | ※現行制度では、証券業を廃止しようと |
| 係る届出等 | 8条第1項第1号に掲げる業務の廃止のための変更登録を行おうとする場 | する場合について規定している。 |
| | 合には、あらかじめ当取引所に届け出なければならないこととする。 | |

| 項目 | 内 容 | 備考 |
|---|---|---|
| | ・上記の届出を行った場合において、取引資格の喪失申請を行わないときは、 当取引所は、審問のうえ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価 | |
| | 証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下同じ。)又は | |
| | 有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができることとする。 | |
| 2.信用取引制度 信用取引の委託 保証金代用有価証 券の代用価格の見 直し | ・信用取引に係る委託保証金を以下の有価証券をもって代用する場合において、代用価格を計算する際にその前日における時価に乗ずべき率を100分の80としている信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例を廃止するとともに、受託契約準則において規定されている当該率を100分の70から100分の80に改正することとする。 ① 国内の証券取引所に上場されている株券(外国投資証券及び優先出資証券を含む。) ② 投資信託受益証券及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)のうち公社債投資信託の受益証券以外のもの | ・内閣府令の改正等によって信用取引の 委託保証金代用有価証券の代用価格の 見直しが行われることを踏まえ、同様 の見直しを行うものである。 |
| 3. その他 | ・用語の見直し等所要の改正を行うこととする。 | |

Ⅲ. 実施時期(予定)

金融商品取引法の施行にあわせ、平成19年9月を目途に実施することとする。

以上

合併等対価の柔軟化に係る会社法施行に伴う上場制度の整備等について

平成19年6月29日 株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

本年5月のいわゆる合併等対価の柔軟化に係る会社法(平成17年法律第86号)の施行により、子会社を通じて組織再編行為を行う場合に、 その対価として当該子会社の株式ではなく親会社の株式を対象会社の株主に交付する、いわゆる三角組織再編に関する制度の利用が可能となった。

そこで当取引所は、既存の上場会社の株主保護に配慮しつつ、現在、上場会社の組織再編について相手方の非上場会社に適用されるテクニカル上場制度*を三角組織再編の場合にも適用するなど、所要の制度整備を行うこととする。

※ 上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る。)について、株券上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度である(株券上場審査基準第4条第3項、第6条第3項)。ただし、非上場会社に実質的に吸収されるような場合は、不適当な合併等に関する猶予期間入りが条件となり、当該期間(3年)内で株券上場審査基準に準じた基準への適合が必要となる(株券上場廃止基準第2条第1項第9号、第2条の2第1項第5号、同条第2項第3号、第3条の3)。

Ⅱ. 概 要

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----------------------------|---|----|
| 1. 三角組織再編に 伴うテクニカル上 場制度の整備 | ・合併等対価の柔軟化に係る会社法の施行に伴い、三角組 織再編におけるテクニカル上場の審査手続きを整備す る。 | |
| (1)適用範囲 | ・上場会社を消滅会社とする合併や上場会社を完全子会社 とする株式交換・株式移転を行う際に、存続会社・新設 会社や完全親会社となる会社が発行する株券等を交付す る場合だけではなく、当該会社の親会社が発行する株券 | |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----------------------|--|--|
| | 等を交付する場合(当該親会社が外国会社であるときは、 当取引所が適当と認める場合に限る。)についても、現 行のテクニカル上場に係る株券上場審査基準等を適用す ることとする。 | ・「当取引所が適当と認める場合」とは、当該外国会社の本国における諸制度の整備・運営状況等に照らして、当該外国会社の株券等の円滑な流通・決済が確保される見込みがある場合をいうものとする。 |
| (2) 不適当な合併 等に係る対応 | ・三角組織再編に伴いテクニカル上場申請を行う者は、当該組織再編により消滅会社又は完全子会社となる上場会社が実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、上場後3年間における企業の継続性及び収益性等に関する見込みについて記載した書面を提出するとともに、上場後3年以内に株券上場審査基準に準じた基準に適合するよう努めるものとする(テクニカル上場時に株券上場審査基準に準じた基準を満たす見込みがある場合を除く。)。 | ・不適当な合併等に係る「株券上場審査基準に準じた基準」 に基づく審査は、従来どおり、原則として株券上場審査 基準第2条第1項及び第4条に定める新規上場申請者に ついての審査に準じて行うものとする。 |
| | \[\lambda \times \\ \] \[\lambda \times \\ \lamb | ※三角組織再編(テクニカル上場を行わない場合も含む。) に伴う適時開示については、対価に関する情報の充実を 確保するため、対価たる株式を発行する会社に関する情 報、当該株式を対価として選択した理由及びその相当性 や換価方法等について記載することを要請する。 |
| 2. その他 | ・その他所要の改正を行う。 | |

Ⅲ.実施時期

平成19年9月初旬を目途に実施します。

以 上